



公告第460号

令和7年3月21日付都薬国保発第183号により認可
を申請した規約の変更については、令和7年3月28日付、
6保医保国第2975号により東京都知事の認可があった
ので、国民健康保険法施行令第8条第2項の規定に基づき
公告します。

令和7年4月3日

東京都薬剤師国民健康保険組合

理事長 伊賀光政



組合規約の一部改正(新旧対照表)

組合規約第18条を、次のように改正する。

新(改正後)	旧(改正前)																				
(保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、次の各号に定める額の合算額を、毎月納付しなければならない。 一 (略)	(保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、次の各号に定める額の合算額を、毎月納付しなければならない。 一 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。)に充てるため、組合員(高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者の組合員」という。)を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき次表の区分により算定した基礎賦課額 <table><tr><th>区分</th><th>組合員等の区分</th><th>賦課額(1 人につき)</th></tr><tr><td>(1)</td><td>事業主である組合員</td><td>26,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">(2)</td><td>従業員である組合員</td><td></td></tr><tr><td>ア 薬剤師</td><td>21,500 円</td></tr><tr><td></td><td>イ その他の者</td><td>16,000 円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>その他の組合員</td><td>16,000 円</td></tr><tr><td>(4)</td><td>組合員の世帯に属する被保険者</td><td>9,000 円 ただし、未就学児は 6,000 円とする。</td></tr></table>	区分	組合員等の区分	賦課額(1 人につき)	(1)	事業主である組合員	26,000 円	(2)	従業員である組合員		ア 薬剤師	21,500 円		イ その他の者	16,000 円	(3)	その他の組合員	16,000 円	(4)	組合員の世帯に属する被保険者	9,000 円 ただし、未就学児は 6,000 円とする。
区分	組合員等の区分	賦課額(1 人につき)																			
(1)	事業主である組合員	26,000 円																			
(2)	従業員である組合員																				
	ア 薬剤師	21,500 円																			
	イ その他の者	16,000 円																			
(3)	その他の組合員	16,000 円																			
(4)	組合員の世帯に属する被保険者	9,000 円 ただし、未就学児は 6,000 円とする。																			
二 (略)	二 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員(後期高齢者の組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定し																				

三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額(1人につき) <u>5,500 円</u> 四 (略) 2 削除 3 削除 <u>附則</u> 1 この規約の一部改正による第18条第3号の規定は、令和7年4月1日から適用し、同日前の保険料については、なお従前の例による。	た後期高齢者支援金等賦課額(1人につき) 3,500 円 三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額(1人につき) <u>5,000 円</u> 四 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算出した後期高齢者賦課額(1人につき) 2,500 円 2 削除 3 削除
--	--

(改正理由)

当組合の介護納付金分保険料の収支は過去4年に亘りマイナスとなっており、その不足分を医療分保険料で補填している状態になっているため、介護納付金分保険料の賦課額を改定する必要がある。